

県北広域振興局長告示第51号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成30年10月26日

県北広域振興局長 南 敏 幸

- 1（1） 名称 洋野町城内特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 九戸郡洋野町地内の主要地方道軽米種市線と町道城内寺下線との交点を起点とし、起点から主要地方道軽米種市線を南西に進み町道城内線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道大沢城内線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道城内田毛線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道城内寺下線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2（1） 名称 洋野町伝吉特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 九戸郡洋野町地内の国道45号と町道角浜麦沢線との交点を起点とし、起点から国道45号を南東に進み町道伝吉浜平線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道角浜麦沢線との交点に至り、同点から同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3（1） 名称 洋野町金ヶ沢特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 九戸郡洋野町地内の国道395号と主要地方道八戸大野線との交点を起点とし、起点から国道395号を北西に進み町道内の沢線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進み町道内の沢線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道柏木畑木谷線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道長根線との交点に至り、同点から同町道を東に進み主要地方道八戸大野線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み大野川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み金ヶ沢川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み主要地方道八戸大野線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4（1） 名称 洋野町水沢特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 九戸郡洋野町地内の町道帯島水沢線と町道オリバ線との交点を起点とし、起点から町道帯島水沢線を南西に進み林道水沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み町道オリバ線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進み町道オリバ線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 5（1） 名称 二戸市猿越峠特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 二戸市湯田地内の電話ケーブル二戸小軽米線L7-6号柱から二戸大野L11-1号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域
- （3） 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器